

建設業法のポイント

建設部 計画・建設産業課

● 建設産業における生産の特性について

○建設産業の生産システムは、屋外における単品・受注生産

- 各現場ごとでその規模・内容が異なり、1件ごとに受注してはじめて生産が行われるシステム
- 工事量が発注者の動向、経済情勢により大きく左右
 - 工事により必要となる職種が異なる
 - 最大の工事量を前提とした労働力・機械を有することは企業にとって大きな負担

○重層下請構造の形成

総合的管理監督機能を担う総合工事業者（元請）と直接施工機能を担う多くの専門工事業者（下請）からなる分業関係を基本とするネットワーク型の重層構造

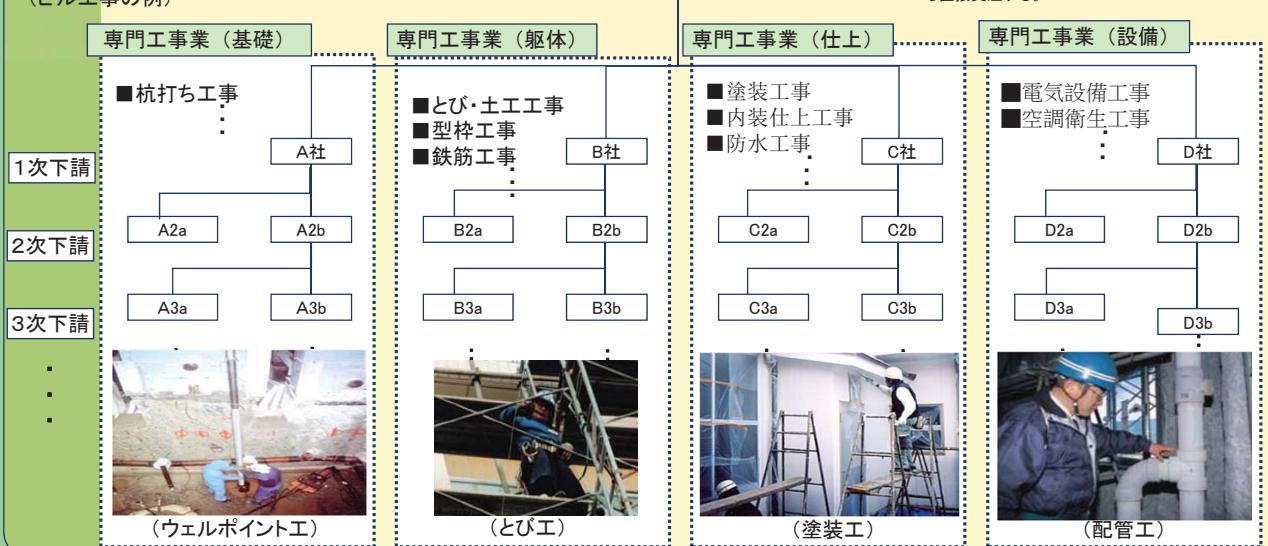
- 受注した工事の規模・内容に応じて必要な労働力・機械を調達できるシステム

建設工事の施工形態のイメージ

(ビル工事の例)

総合工事業者(ゼネコン)

※本事例は一括発注のケースであり、分離発注においては専門工事業者が発注者から直接受注する。



●建設業法の概要



2

●建設業の許可とは

目的 建設工事の適正な施工の確保と発注者の保護

許可が必要となる場合

500万以上※の建設工事の施工を業として請負う場合

※建築一式工事の場合は1,500万以上、木造住宅は延面積150m²以上。
なお、対象となる請負額は支給された材料費等を含む。

建設工事とは

法律第3条に定められた**28種類**の土木建築に関する工事

業として請負うとは

建設工事の完成を請負う営業。=「建設業」

※請負 → 契約書が「売買」「委託」等であっても、契約実態が上記であれば該当

- したがって、以下の場合は必ずしも許可が必要ではない。
- ・自家用の建物等を自ら施工する場合
 - ・草刈り、路面清掃等の作業
 - ・建設資材等の売買・賃貸

3



建設業法の対象者

法律の対象となる者とその該当する条文等

建設業を営む者

※許可を持たないものを含む。

建設業者

※許可を持つもののみ。

建設業法に該当

一部の条文に該当

- ・一括下請負の禁止
- ・県知事の監督処分、報告徴収・立入検査
- ・行政指導 等



建設工事の種類と許可業種

一式工事とは「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事」で、基本的には各種の専門工事を組み合わせて行う工事です。

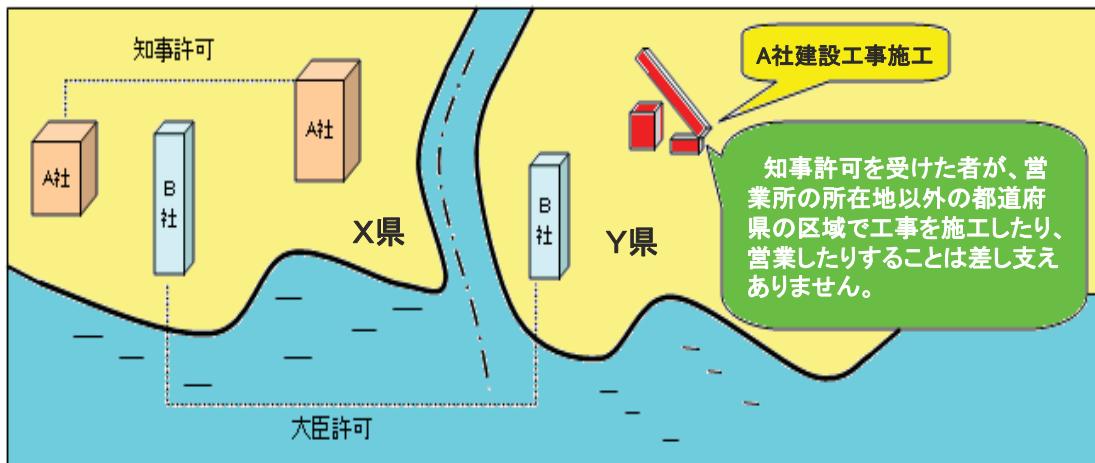
	建設工事の種類	許可業種		建設工事の種類	許可業種
1 式 工 事	土木一式工事	土木工事業	専 門 工 事	板金工事	板金工事業
2	建築一式工事	建築工事業		ガラス工事	ガラス工事業
3	大工工事	大工工事業		塗装工事	塗装工事業
4	左官工事	左官工事業		防水工事	防水工事業
5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業		内装仕上工事	内装仕上工事業
6	石工事	石工事業		機械器具設置工事	機械器具設置工事業
7	屋根工事	屋根工事業		熱絶縁工事	熱絶縁工事業
8	電気工事	電気工事業		電気通信工事	電気通信工事業
9	管工事	管工事業		造園工事	造園工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業		さく井工事	さく井工事業
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業		建員工事	建員工事業
12	鉄筋工事	鉄筋工事業		水道施設工事	水道施設工事業
13	ほ装工事	ほ装工事業		消防施設工事	消防施設工事業
14	しゆんせつ工事	しゆんせつ工事業		清掃施設工事	清掃施設工事業
		指定建設業(令第5条の2)			

※平成28年度より新たに「解体工事業」が追加される予定。

●知事許可・大臣許可の区分

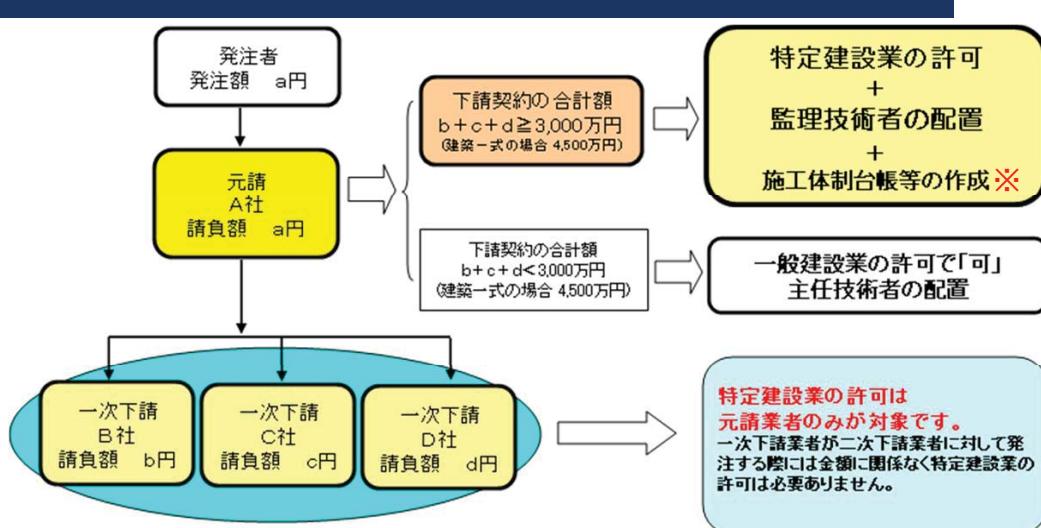
建設業の許可是、許可を受けようとする者の設ける建設業の営業所の所在地の状況によって知事許可と大臣許可の区分があります。(法第3条第1項)

知事許可 = 建設業を営もうとする営業所が1つの都道府県の区域内にのみ所在する場合
大臣許可 = 建設業を営もうとする営業所が2つ以上の都道府県に所在する場合



●特定建設業・一般建設業の区分

建設工事の施工に際しての下請契約の規模によって特定建設業と一般建設業の区分があります。(法第3条第1項)



※H27.4.1以降、公共工事については、下請契約の金額に関わらず、施工体制台帳等の作成等を義務付け。

●許可要件と欠格要件1

許可要件

※法第7条 「次の基準に適合していない場合は許可してはならない。」

経営業務の管理責任者の配置

- ・建設業に関する経営管理責任者としての5年以上の経験等を有する常勤の役員が必要

各営業所への専任技術者の配置

- ・各営業所ごとに許可工種に関する一定の経験を有する技術者を専任で配置すること。
- ・「専任」=営業所に常勤し、他の職務と兼任していないこと。

誠実性

- ・請負契約に関し不正や不誠実な行為をするおそれが明らかでないこと。
例) 不正な行為 → 契約における詐欺、脅迫等の法律違反や契約条件違反。
役員等が暴力団の構成員等でないこと。

財産的基礎または金銭的信用

- ・請負契約を適正に履行するために必要な資金等を確保していること。
※工事にあたっては、資材等の購入、労働者の確保や営業活動等のため、事前にある程度の資金が必要となる。
例)自己資本金500万以上等

●許可要件と欠格要件2

欠格要件

※法第8条 「次に該当する場合は許可してはならない。」

行為能力等の制限

- ・成年被後見人、被補佐人、破産者で復権を得ないもの

処分等

- ・悪質な行為による許可取消から5年以内
- ・営業停止処分期間中
- ・禁固刑以上の刑執行終了から5年以内
- ・建築基準法、労働基準法等の関係法令の違反による罰金刑終了から5年以内等。

※法人及びその役員等が対象

●営業所におく専任の技術者

営業所の専任技術者の役割

- ・請負契約の締結に当たり**技術的なサポート**(工法の検討、注文者への技術的な説明、積算見積等)を行うこと。
- ・所属する営業所に常勤することが原則
- ・**営業所の専任技術者は現場における専任の監理技術者等になることができません。**

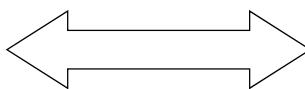
特 例

・次の要件を全て満たす場合に、当該工事の**専任を要しない監理技術者等(主任技術者を含む。)**となることができる。

- ① 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ② 工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ③ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④ 当該工事の専任を要しない監理技術者等であること。

営業所

直接的かつ恒常的な
雇用関係



工事現場

専任を要しない
監理技術者等

10

●工事現場に配置する技術者

- ・建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、請負金額の大小にかかわらず、工事施工の技術上の管理をつかさどるものとして、必ず現場に「主任技術者」を置かなければなりません。
- ・発注者から直接工事を請負い、そのうち3,000万円以上※を下請契約して工事を施工するときは、主任技術者にかえて「監理技術者」を置かなければなりません。※建築工事業の場合 4,500万円以上

●主任技術者の役割

建設工事の施工にあたり、その施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行うとともに、工事の施工に伴う公衆災害、労働災害等の発生を防止するための安全管理、労務管理等も行います。

●監理技術者の役割

主任技術者の役割に加え、一定規模以上の建設工事の施工にあたり、下請人を適切に指導監督するという総合的な役割を果たします。

11

●建設業法における工事現場の技術者制度

契約区分		元受として契約		下請として契約
下請との契約の合計金額		3000万円以上		3000万未満 ※金額による区分なし
建設業許可	特定	<input checked="" type="radio"/> (必須)		<input checked="" type="radio"/>
	一般	<input checked="" type="checkbox"/> (契約できない)		<input checked="" type="radio"/>
許可を受けている業種		指定建設業種 (7業種)※	その他 (21業種)	※業種による取扱いの違いはない
工事現場の配置技術者	監理技術者 (資格要件)	<input checked="" type="radio"/> (必須) ①1級国家資格者 ②国土交通大臣特別認定		<input checked="" type="radio"/> ①1級国家資格者 ②指導監督的実務経験者
	主任技術者 (資格要件)	<input checked="" type="checkbox"/> ×		<input checked="" type="radio"/> ①1級・2級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験者(3年又は5年) ③実務経験者(10年)
	技術者の現場専任義務 監理技術者 資格者証	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事に配置される場合		

※指定建設業種(7業種) = 土木、建築、電気、管、鋼構造物、ほ装、造園工事業

12

●所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、現場に配置する監理技術者等は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。したがって以下のような技術者の配置は認められません。

①直接的な雇用関係を有していない場合(在籍出向者や派遣など)

②恒常的な雇用関係を有していない場合(1つの工事の期間のみの短期雇用)

特に国、地方公共団体等(法第26条第4項に規定する国、地方公共団体その他政令で定める法人)が発注する建設工事(以下、「公共工事」という。)において、**発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等**については、所属建設業者から**入札の申込のあった日**※(指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものは入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日)以前に**3ヶ月以上**の雇用関係にあることが必要です。

(「監理技術者制度運用マニュアルについて」平成16年3月1日 国総建第315号)

※四国地方整備局発注工事では、一般競争の場合、競争参加資格の確認申請日がこれに当たります。

13

●技術者の専任配置要件

1件の請負金額	500万円未満	500万円以上	2500万円以上
下請金額	3000万円未満 (建築一式4500万円)		3000万円以上 (建築一式4500万円)
建設業の許可	許可不要	一般建設業者	特定建設業者
技術者	営業所	許可を取れば専任を要する	専任を要する
		許可を取れば右に示す資格者	業法第7条第2号のイ、ロ、ハの有資格者
現場	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物とは ①国、地方公共団体が発注者である工作物に関する工事 ②鉄道、道路、ダム、上下水道、電気事業用施設等の公共施設又は工作物に関する工事 ③学校、図書館、工場、病院、ホテル、共同住宅等のように多数の人が利用する施設の工事等をいい、個人住宅を除くほとんどの工事が対象となります。	非専任	工事現場ごとに専任 (2500万円以上 建築一式5000万円以上)
それ以外		非専任	

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物とは

- ①国、地方公共団体が発注者である工作物に関する工事
- ②鉄道、道路、ダム、上下水道、電気事業用施設等の公共施設又は工作物に関する工事
- ③学校、図書館、工場、病院、ホテル、共同住宅等のように多数の人が利用する施設の工事等をいい、個人住宅を除くほとんどの工事が対象となります。

重要な工事とは

工事1件の請負代金の額が2,500万円(建築一式工事の場合は5,000万円)以上の工事をいいます。

「工事現場ごとに専任」とは

専任とは、他の工事現場の「主任技術者」又は「監理技術者」及び「営業所の専任技術者」との兼任を認めないことを意味し、元請、下請に関わりなく、常時継続的に工事現場に置かれていかなければなりません。

14

●工事現場の配置技術者の変更について

主任技術者から監理技術者への変更

主任技術者

工事請負契約(当初)

請負金額 6,000万円
下請金額 2,700万円

工事請負契約(変更)

請負金額 8,500万円
下請金額 4,800万円

監理技術者

当初、主任技術者を配置した工事で、大幅な工事内容の変更等の事由により、工事途中で下請契約の請負代金額が3000万円(建築一式工事の場合は4500万円)以上となった場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

監理技術者等の途中交代

原則：交代は認められていません。

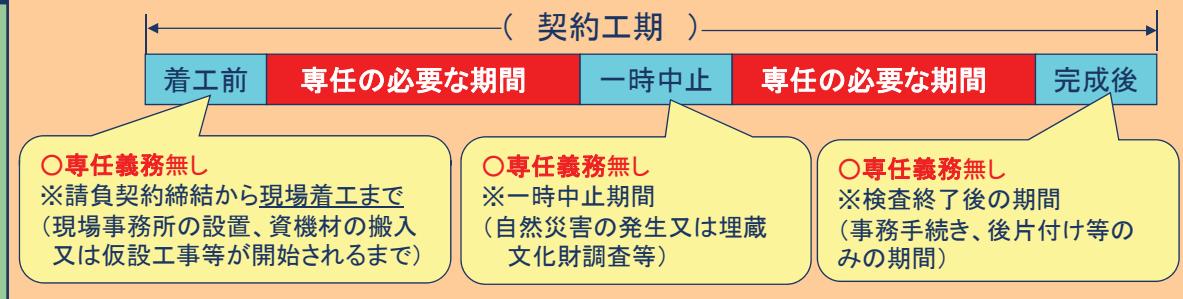
- 例外：
- ① 監理技術者等の死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等の真にやむを得ない場合。
 - ② 受注者の責によらない理由により、工事の中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
 - ③ 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
 - ④ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

15

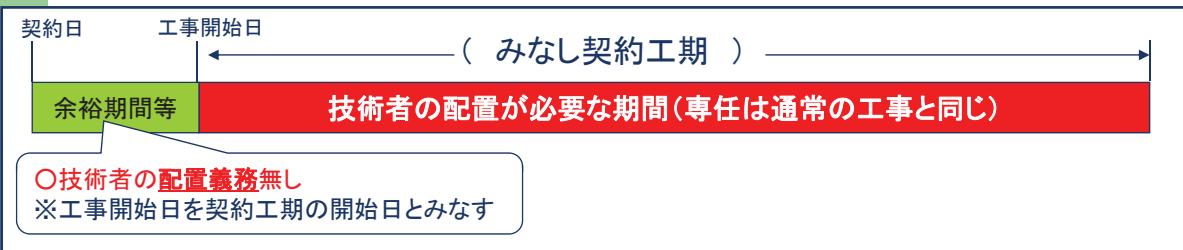
●専任で配置すべき期間

- 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任すべき期間は、契約工期が基本となります。
- 下記に掲げる期間については工事現場への専任は必要としません。
(専任を要しない期間が書面により明確となっていることが必要。)

「発注者から直接工事を請け負った場合」の専任期間



※「フレックス工期や余裕期間を設定した工事」の技術者の配置



16

●専任で配置すべき期間 2

「工場製作を含む場合」の専任期間



下請工事であっても主任技術者の専任が必要

- ⑤ 下請工事においては、施工が断続的に行われるケースが多いことを考慮し、専任を必要とする期間は、下請工事が実際に施工されている期間となります。



17

参考:現場代理人について

●現場代理人の職務

・請負契約の的確な履行を確保するため、**請負人の代理人として工事現場の取締を行い、工事の施工に関する一切の事項を処理するもの。**

・現場代理人を置く場合には「現場代理人の権限に関する事項」及び「現場代理人の行為についての注文者の請負人に対する意見の申出の方法」を**注文者に通知しなければならない。**

・建設業法では、現場代理人の**選任は義務付けられていない。**
また、現場代理人と主任技術者等(監理技術者を含む。)との**兼務は認められない。**

●建設業法で定める標識について

(1)建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称	サンポート工業株式会社		
代表者の氏名	代表取締役 ○○ ○○		
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
特定建設業	土木工事業	国土交通大臣 <u>知事</u> 許可 (特-18) 第 99999号	平成18年 5月30日
特定建設業	とび・土工工事業	国土交通大臣 <u>知事</u> 許可 (特-18) 第 99999号	平成18年 5月30日
特定建設業	は装工事業	国土交通大臣 <u>知事</u> 許可 (特-18) 第 99999号	平成18年 5月30日
一般建設業	建築工事業	国土交通大臣 <u>知事</u> 許可 (般-17) 第 99999号	平成17年 4月10日
この店舗で営業している建設業	土木工事業 とび・土工工事業 は装工事業 建築工事業		

記載要領:「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。
縦 35cm × 横 40cm 以上とする

専任技術者を配置した営業所ごとの許可業種を記載します。その他の項目については本店、営業所ともに共通です。

許可年月日は、建設業許可通知書に記載された許可の有効期間の開始の日です。

●建設業法で定める標識について

(2)建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称	サンポート工業株式会社		
代表者の氏名	代表取締役 ○○ ○○		
監理技術者の氏名	専任の有無	築港 良介	専任
資格名	資格者証交付番号	1級土木施工管理技士	第00000000000号
一般建設業又は特定建設業の別	特定建設業		
許可を受けた建設業	土木工事業 とび・土工工事業 は装工事業		
許可番号	国土交通大臣 知事	許可(特-18)第 99999号	
許可年月日	平成18年 5月30日		

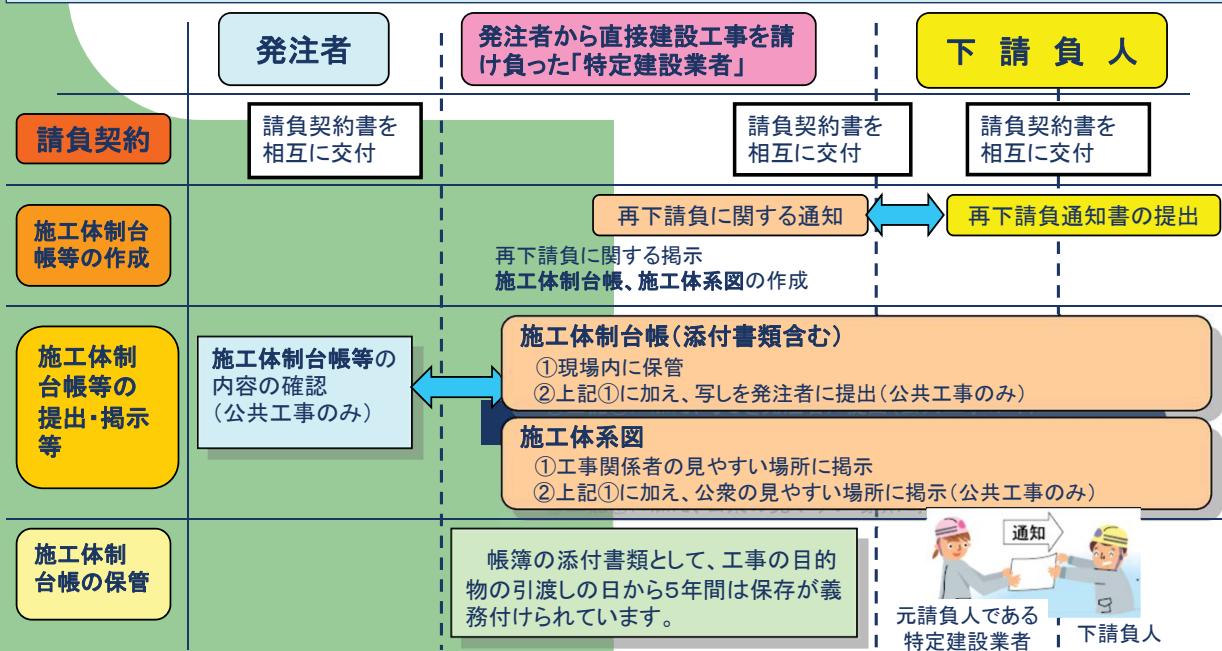
記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合には、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

20

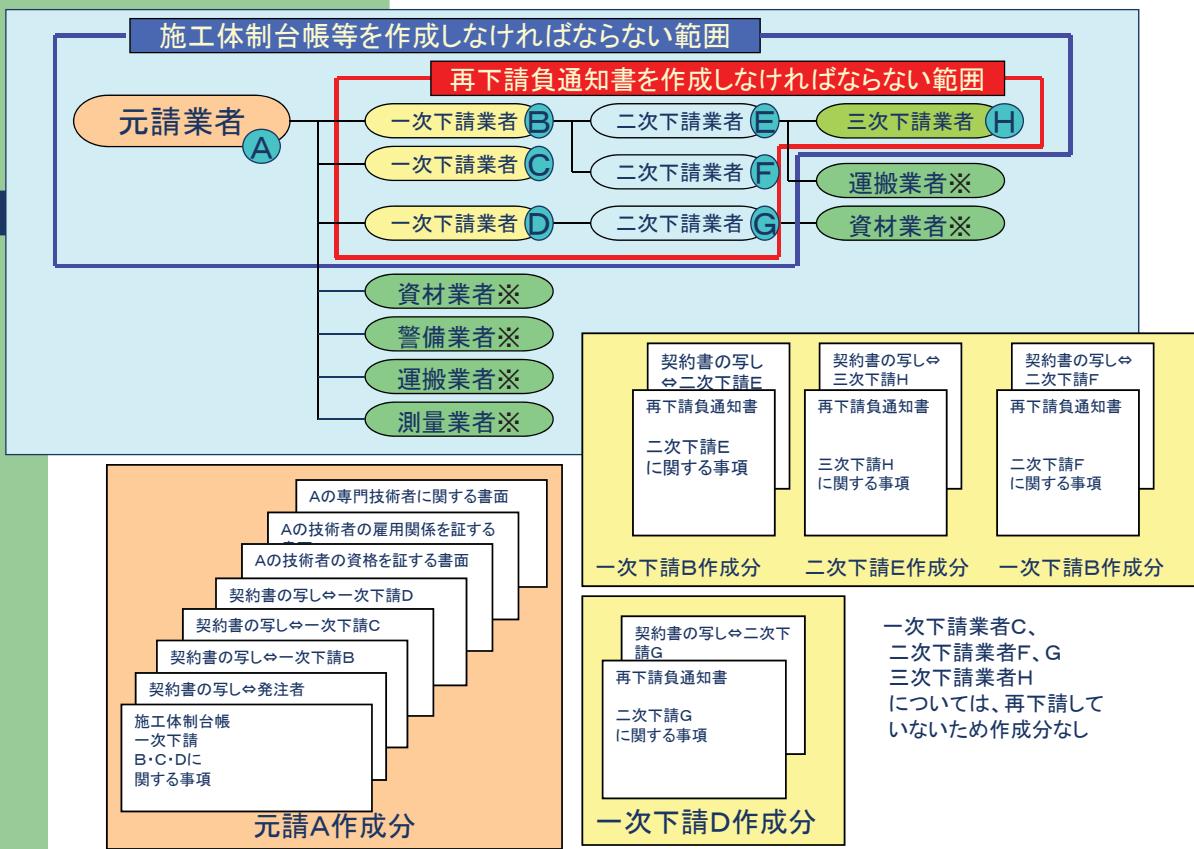
●施工体制台帳等の作成義務について

民間工事においては、発注者から直接建設工事を請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額の合計が3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上となる場合は、施工体制台帳及び施工体系図(以下「施工体制台帳等」という)を作成しなければならない。
※公共工事については、H27.4.1以降、すべての工事に施工体制台帳等の作成を義務付け。



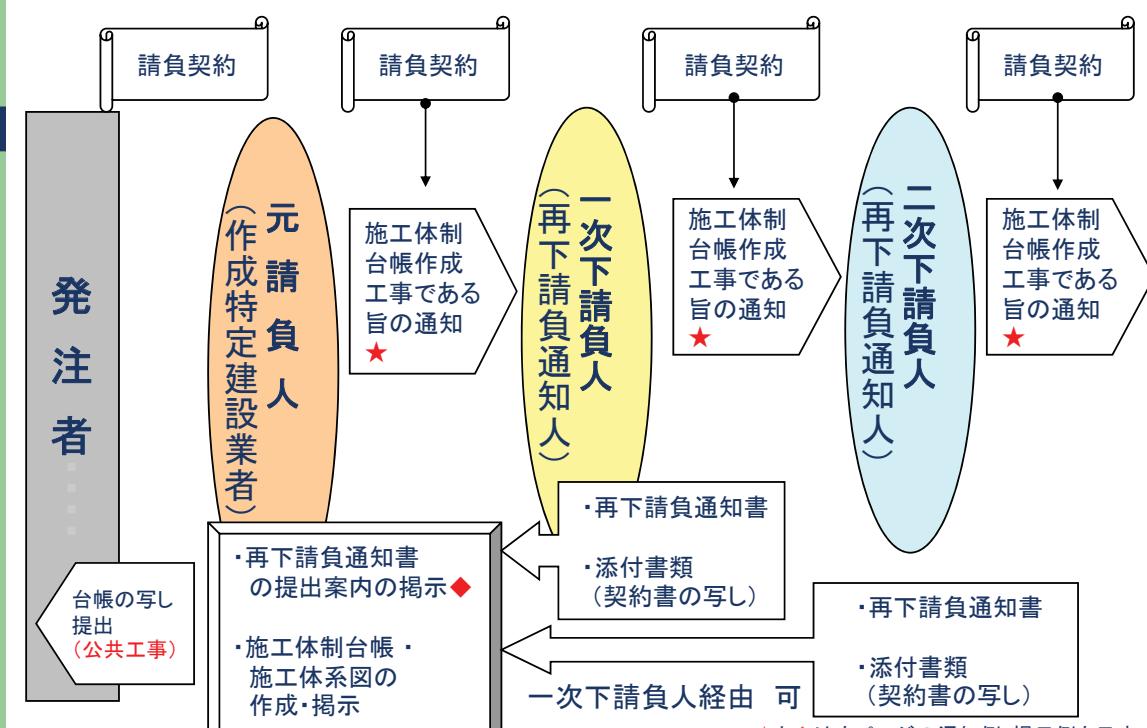
21

● 施工体制台帳等の作成範囲及び構成



22

● 施工体制台帳等作成のフロー図



★と◆は次ページの通知例・掲示例を示す。

23

●施工体制台帳の記載内容と添付書類

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者である元請負人は、元請負人に関する事項を施工体制台帳に記載するとともに、一次下請負人に関する事項を添付すべき書類の提出を求め作成しなければなりません。

また、下請負人から提出のあった、再下請負通知書及び添付書類をとりまとめなければなりません。

工事の目的物の引渡しを行うまでは、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければなりません。

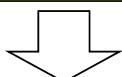
	施工体制台帳に記載すべき内容	施工体制台帳に添付すべき書類
元 請	<ul style="list-style-type: none"> ☆元請負人に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ○発注者から請け負った工事内容 ○建設業許可の内容 ○配置技術者の氏名と資格内容 ○健康保険等の加入状況 ○外国人建設就労者等の従事状況 ★一次下請負人に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ●下請契約した工事内容 ●施工に必要な建設業許可業種 ●配置技術者の氏名と資格内容 ○健康保険等の加入状況 ○外国人建設就労者等の従事状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者との契約書の写し ○下請負人との契約書の写し <ul style="list-style-type: none"> (注文書・請書及び基本契約書又は約款等の写し) ○監理技術者資格者証のし(専任をする場合は必要)又は現場の配置技術者となりうる資格を有することを証する書面(国家資格の合格証明書の写し等) ○専門技術者等を置いた場合は資格を証明できるもの写し <ul style="list-style-type: none"> (国家資格等の合格証明書等の写し) ○監理技術者の雇用関係を証明できるものの写し <ul style="list-style-type: none"> (健康保険証等の写し)
下 請	<ul style="list-style-type: none"> ☆一次下請負人に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ○元請と契約した工事の名称 ○建設業許可番号 ○監督員の氏名 ○健康保険等の加入状況 ○外国人建設就労者等の従事状況 ◆再下請負人に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ●下請契約した工事内容 ●施工に必要な建設業許可業種 ●配置技術者の氏名と資格内 ○健康保険等の加入状況 ○外国人建設就労者等の従事状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○再下請負人との契約書の写し <ul style="list-style-type: none"> (注文書・請書及び基本契約書又は約款等の写し)

24

●適正な手順による下請契約の締結について

下請契約締結に至るまでのフロー図

見積依頼業者の選定



工事見積条件を明確にするため、見積依頼は以下のことが記載された書面で行いましょう。

見積依頼

書面依頼

①工事名称	⑥支給品の有無
②工事場所	⑦施工条件・範囲
③工事概要	⑧支払条件
④予定期	⑨現場説明・図面交付の日時・場所
(全体工期及び見積対象工事の双方)	⑩見積書の提出期限
⑤工法	⑪制約条件等その他必要な事項

現場説明・図面交付

●見積期間は、下請負人が適切に見積を行うのに必要な期間を設けなければなりません。

- 見積条件の明確化
- 見積費目の提示・確認
- 図面、仕様書の提示・確認

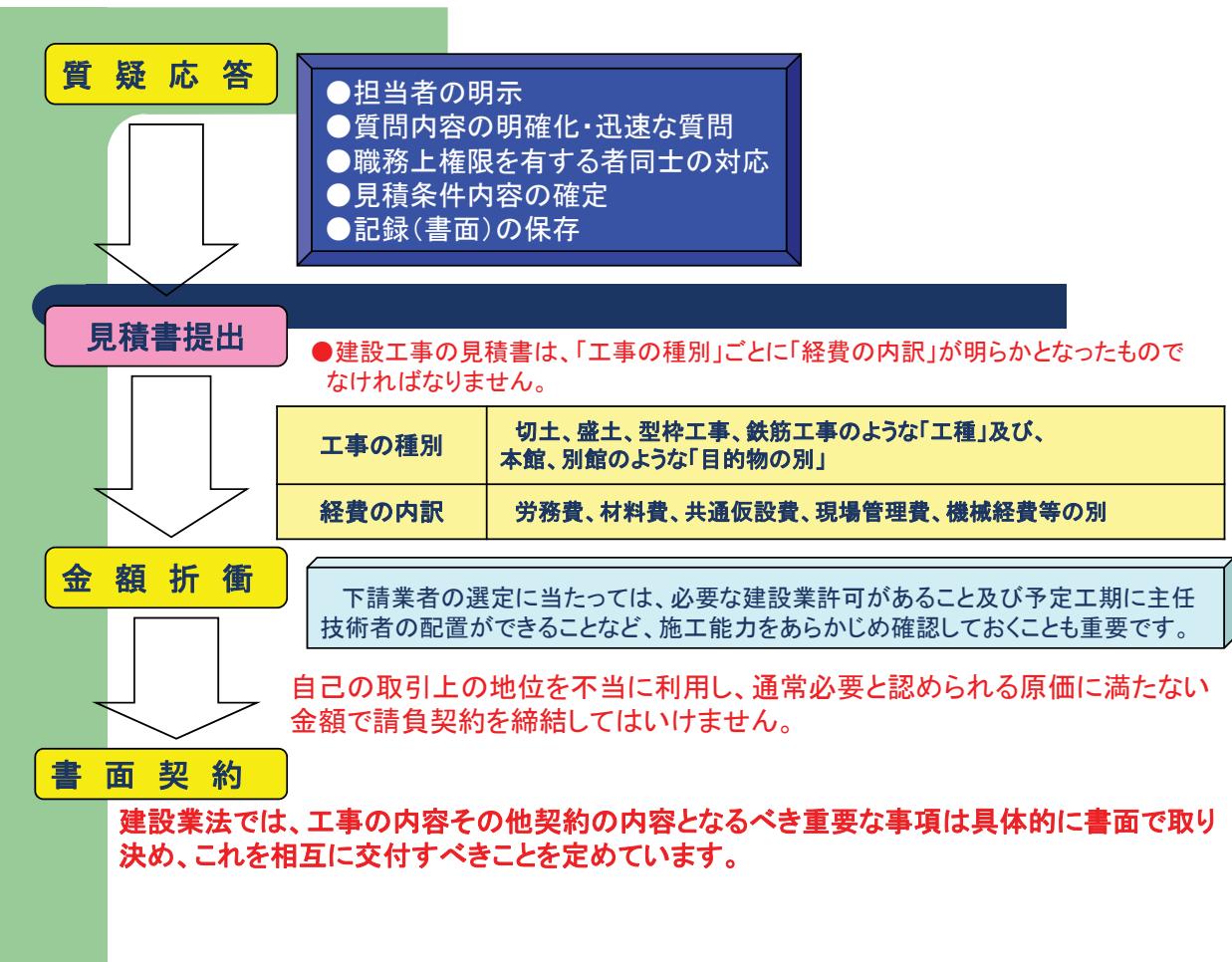
下請工事の予定価格の金額

見積期間

①予定価格<500万円	中1日以上
②500万円≤予定価格<5,000万円	中10日以上
③5,000万円≤予定価格	中15日以上

●予定価格が②③の工事については、やむを得ない事情があるときに限り、見積期間をそれぞれ、5日以内に限り短縮することができます。

25



26

●請負契約書に記載すべき内容

建設工事の請負契約の当事者は、元請・下請にかかわらず法第18条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

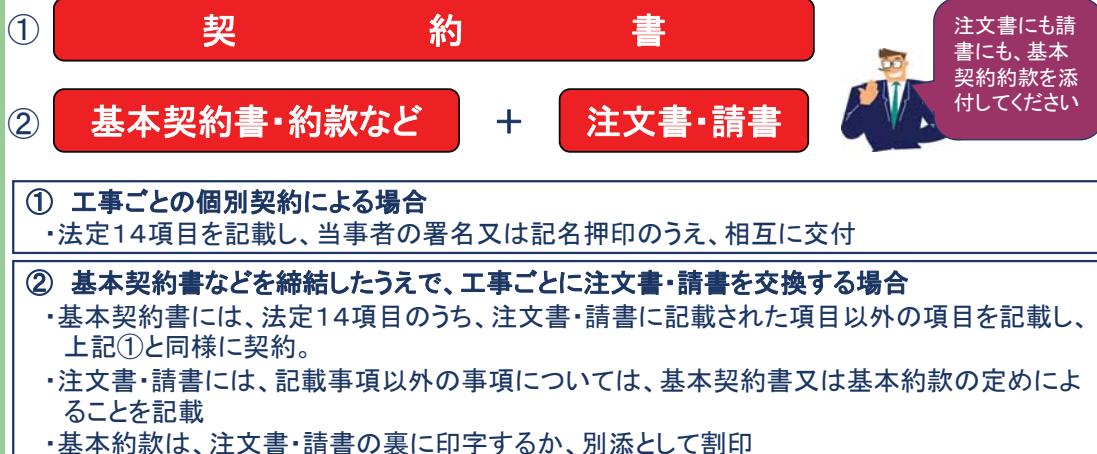
- 1 工事内容
- 2 請負代金の額
- 3 工事着手の時期及び工事完成の時期
- 4 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- 5 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- 6 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- 7 価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- 8 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- 9 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- 10 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- 11 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 12 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講すべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- 13 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 14 契約に関する紛争の解決方法

27

●請負契約書の形態



公共工事・民間工事とも契約内容を以下のいずれかの書面で作成します。



※基本契約書等は、既成の「建設工事標準下請契約約款」(中央建設業審議会)等を用いることが一般的

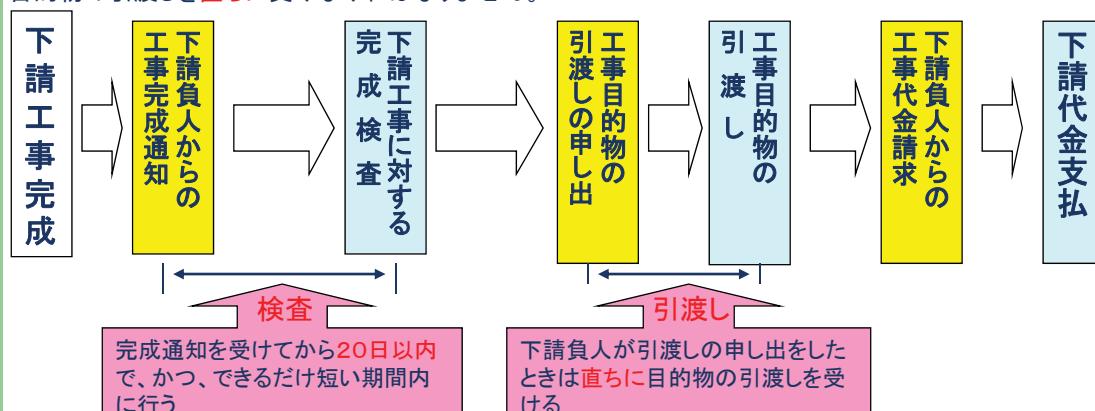
●検査・引き渡し等について

工事完成の通知を受けてから、検査を完了するまでの期間

下請負人から工事完成の通知を受けたときは、元請負人は、当該通知を受けた日から**20日以内**で、かつ、できる限り短い期間内にその完成を確認するための検査を完了しなければなりません。

引渡しの申し出があってから、引渡しを受けるまでの期間

検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が引渡しを申し出たときは、元請負人は、当該建設工事の目的物の引渡しを**直ちに**受けなければなりません。

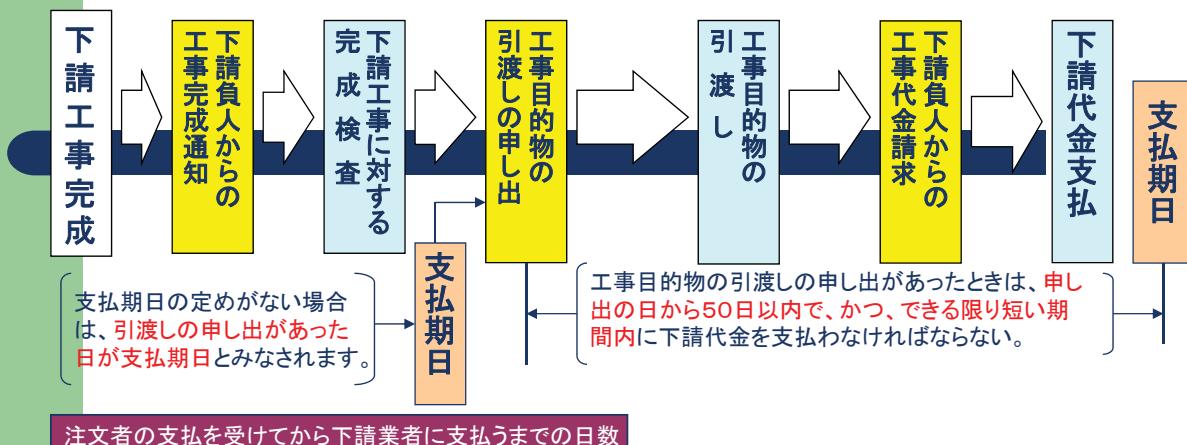


下請負人からの「工事完成の通知」や「引渡しの申し出」は口頭でも足りますが、後の紛争を避けるため**書面**で行うことが適切です。なお、「建設工事標準下請契約約款」では、以下について規定されています。

- ① 下請負人からの「工事完成の通知」及び「引渡しの申し出」は**書面**によること。
- ② 通知を受けた元請負人は、遅滞なく下請負人の立会のうえ検査を行い、結果を**書面**により通知すること。

●下請代金の支払について

下請代金の支払フロー(特定建設業者が資本金4,000万円未満の一般建設業者に下請負させた場合)



支払期日の定めがない場合は、引渡しの申し出があった日が支払期日とみなされます。

工事目的物の引渡しの申し出があったときは、申し出の日から50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければならない。

特定建設業者は、下請代金の支払について、出来高払や竣工払を受けた日から1ヶ月以内と引渡しの申し出の日から50日以内の両方の義務を負いますが、いずれか早く到来した日が支払期日となります。

30

●帳簿の備付けについて

建設業者が適正な経営を行っていく上で、自ら締結した請負契約の内容を適切に整理・保存して、その進行管理を行っていくことが重要です。このため、営業所ごとに、一定の事項を記載した帳簿を備え、保存することが義務付けられています。
(法第40条の3)

1 営業所の代表者の氏名、代表者となった年月日

2 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する以下の事項

- (1) 建設工事の名称及び工事現場の所在地
- (2) 建設工事の請負契約を締結した年月日
- (3) 注文者の名称、住所、建設業許可番号(注文者が建設業者であるとき)
- (4) 完成検査の検査完了日
- (5) 目的物の引渡し年月日

3 下請契約に関する以下の事項

- (1) 下請負人に請け負わせた建設工事の名称及び工事現場の所在地
- (2) 下請負人と建設工事の請負契約を締結した年月日
- (3) 下請負人の名称、住所、建設業許可番号(下請負人が建設業者であるとき)
- (4) 下請工事の完成を確認するための検査の完了日
- (5) 下請負人から目的物の引渡しを受けた年月日

特定建設業者が一般建設業者へ建設工事を下請させた場合以下の事項についても記載が必要となります。

- ① 支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払の手段
- ② 下請代金の支払につき手形を交付したときは、その手形の金額、交付年月日、満期
- ③ 下請代金の一部を支払ったときは、その後の下請代金の残額
- ④ 下請負人からの引渡しの申出から50日を経過した場合に発生する遅延利息を支払ったときは、遅延利息の額及び支払年月日

31

●帳簿の備付けについて（添付書類）

- 1 契約書又はその写し
- 2 特定建設業者が一般建設業者へ建設工事を下請させた場合、支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払の手段を証明する書類(領収書等)又はその写し
- 3 請け負った建設工事が、施工体制台帳を作成しなければならないものである場合、当該施工体制台帳のうち以下の事項が記載された部分
(工事現場における備え置きを終えた後に、必要な部分を抜粋して添付することで足ります。)
 - (1) 実際に工事現場に置いた監理技術者の氏名及びその有する監理技術者資格
 - (2) 監理技術者以外に専門技術者(12ページ参照)を置いた場合は、その者の氏名、その者が管理した建設工事の内容及び有する主任技術者資格
 - (3) 下請負人の名称、建設業許可番号(下請負人が建設業者であるとき)
 - (4) 下請負人に請け負わせた建設工事の内容及び工期
 - (5) 下請負人が実際に工事現場に置いた主任技術者の氏名及びその有する主任技術者資格
 - (6) 下請負人が主任技術者以外に専門技術者(12ページ参照)を置いた場合は、その者の氏名、その者が管理した建設工事の内容及び有する主任技術者資格

●保存義務のある、営業に関する図書

- 発注者から直接工事を請負った元請建設業者は帳簿以外に、営業に関する以下の図書についても保存が義務付けられています。
- ① 完成図(工事目的物の完成時の状況を表したもの)
 - ② 発注者との打合せ記録(工事内容に関するものであって当事者相互に交付されたものに限る)
 - ③ 施工体系図(法令上作成義務のある工事に限る)

32

●元請：特定建設業者の責務について

建設工事の下請負人の法令遵守を徹底するため、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、末端までの全ての下請負人に対する指導義務を適切に行うよう努めなければなりません。
(法第24条の6)

- ① 現場での法令遵守指導の実施
- ② 下請業者の法令違反に対する是正指導の実施
- ③ 下請業者が是正しないときの許可行政庁への通知

33

●一括下請負の禁止について

●建設業法第22条(一括下請負の禁止)

○建設業者は、その請け負った建設工事を、一括して他人に請け負わせてはいけません。(第1項)

○建設業を営む者は、建設業者から建設工事を一括して請け負ってはいけません。(第2項)

○第1項又は第2項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は適用しません。(第3項)※

※民間工事でも、共同住宅の建築工事については適用されません。

●入札契約適正化法第12条(一括下請負の禁止)

○公共工事については、いかなる理由があっても一括して他人に請け負わせることや請け負うことはできません。(法第22条第3項の規定の適用なし)

●建設業者に対する監督処分について

建設業者が建設業法や入札契約適正化法等に違反すると、建設業法上の監督処分の対象になります。

監督処分は、刑罰や過料を科すことにより間接的に法律の遵守を図るために設けられる罰則とは異なり、行政上直接に法の遵守を図る行政処分です。

① 指示処分

② 営業停止処分

③ 許可の取消し処分

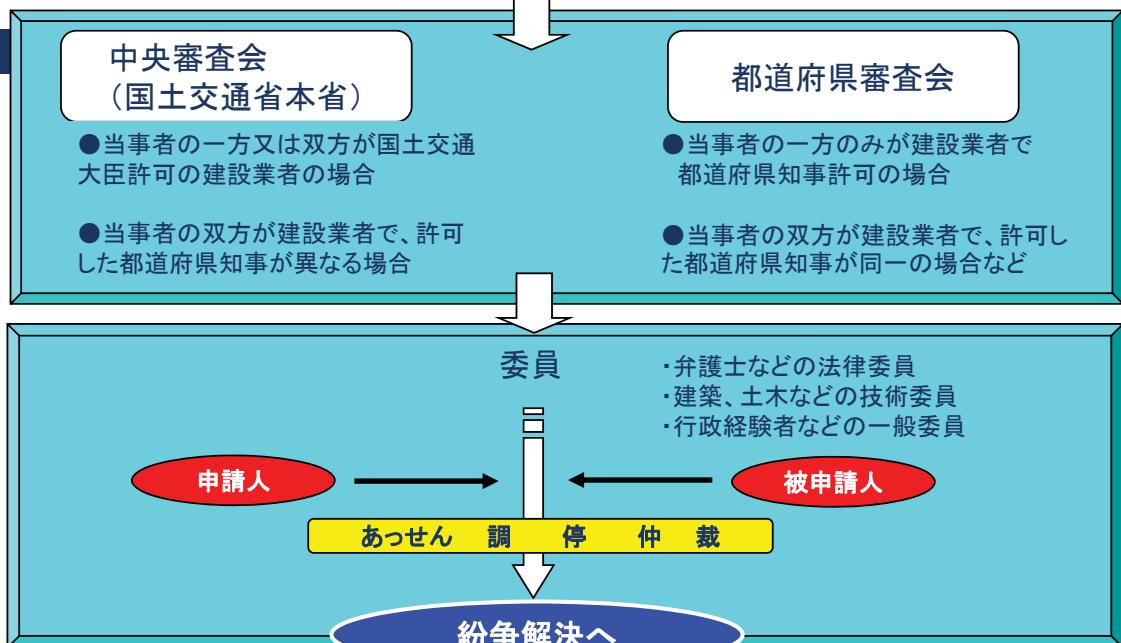
指名停止について

指名停止は、発注者が競争参加資格を認めた建設業者に対して、一定期間その発注者が発注する建設工事の競争入札に参加させないとするものであり、会計法や地方自治法の運用として発注者が行う行政上の措置です。(行政処分ではありません)

したがって、当該措置を行った発注者との契約にのみ影響するものですが、通常、他の発注者も当該措置を参考に同様の措置をとることも多く、建設業者の経営に大きな影響を与えるものです。

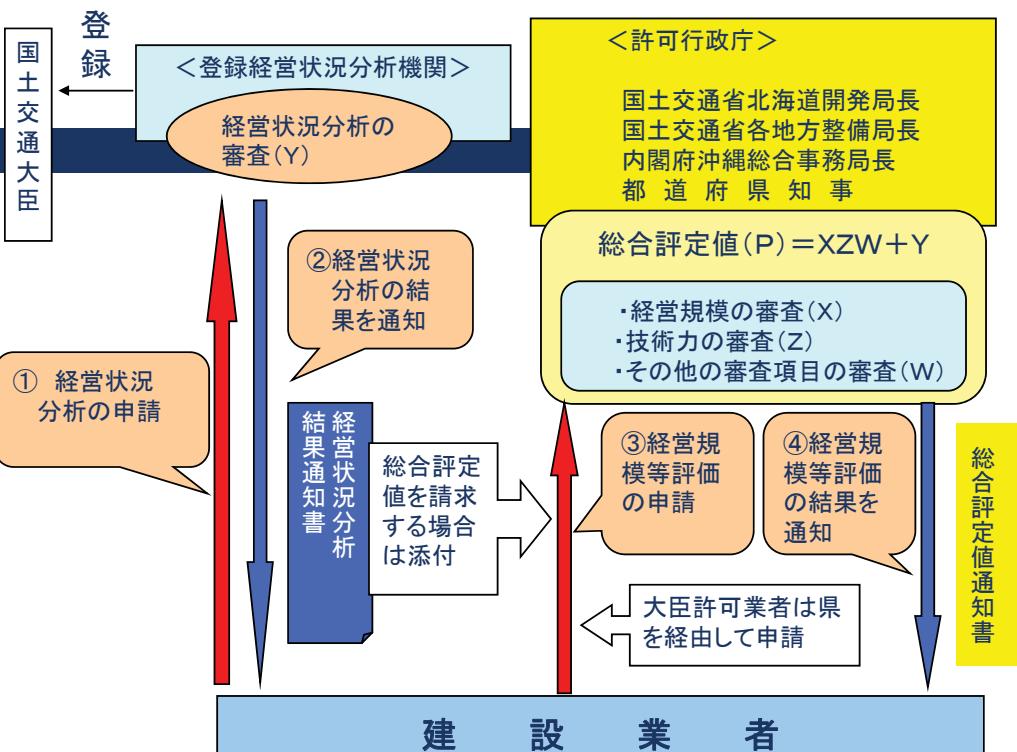
●建設工事紛争審査会について

建設工事の請負契約をめぐる紛争



36

●経営事項審査について



37

●四国地方整備局HPにおける関連ページの紹介

① 当局HP <http://www.skr.mlit.go.jp/>



② 建政部のタグをクリック



③ 産業行政をクリック → 産業行政TOP
建設業 をクリック →
「法令遵守と監督処分」外、詳細情報のページへ

○建設業法違反通報窓口 駆け込みホットライン

TEL. 0570-018-240

受付時間 10:00~12:00 13:30~17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

建設業に係る法令違反行為の情報(通報)を受け付けています。

※いずれも紛争を解決するものではありません。

○建設業に関する相談窓口 **建設業フォローアップ相談ダイヤル**

TEL. 0570-004976

受付時間 10:00~12:00 13:30~17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

発注者の「歩切り」・ダンピング対策・品質確保の取組等、幅広く相談や情報提供を受け付けます。